



THE REPORT OF THE MIE DENTAL ASSOCIATION



◆特別企画

「みえ歯と口腔の健康づくり条例」を読む

◆平成24年度東海信越地区役員連絡協議会

◆第1回郡市会長会議

◆平成24年度歯科助手講習会



三 重 県 歯 科 医 師 会 報



公益社団法人
三重県歯科医師会
<http://www.dental-mie.or.jp/>

2012



No. 656

特別企画 「みえ 歯と口腔の健康づくり条例」を読む	1
平成24年度東海信越地区歯科医師会役員連絡協議会	10
みえ歯ートネット通信	15
平成24年度歯科助手講習会	16
平成24年度第1回理事会（公益社団法人として最初の理事会を開催）	20
平成24年度第1回郡市会長会議（公益移行に伴い初の郡市会長会議を開催）	22
平成24年度第2回理事会（会長・専務ら、郡市会訪問へ）	26
医療管理（住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の改正について）	28
<hr/>	
4月・5月会務日誌	30
会員消息／新入会員プロフィール	31
平成23年12月・平成24年1月診療分歯科診療報酬状況	34
告知板（第34回三重県歯科医師会ゴルフ大会開催のご案内）	35
会員の広場（第67回東海4県歯科医師親善ゴルフ大会開催される）	36
互助会の現況	37
三重県歯科医師国民健康保険組合	38
三重県歯科医師協同組合	40
編集後記	41

特別企画

「みえ 歯と口腔の健康づくり条例」を 読む

平成24年5月17日（木）

三重県歯科医師会館



平成24年3月27日（火）、「みえ 歯と口腔の健康づくり条例」が公布・施行された。昨年9月に設置された三重県議会の検討会では半年間で10回に及ぶ会合が開かれ、その条文が検討されてきた。この検討会に参考人として出席し議論の行方を見守ってきた中井孝佳副会長、また県条例を得て公衆衛生事業のさらなる充実を期する羽根司人常務理事に、この条例の意義と今後の取組みについて聞いた。

— ようやく三重県でも「みえ 歯と口腔の健康づくり条例」が公布・施行されました。こうした歯科保健推進のための県条例については三重県歯科医師会としてもその必要性を訴えてきたわけですが、条例ができるまでの三重県の状況について説明していただけますか。

中井 三重県では平成13年3月に健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」が策定されて

います。この中で、歯科保健についても15項目の指標が設定され、8020運動推進のためのネットワークづくりや人材育成、情報提供が行われてきました。平成17年度の中間評価の結果では、多くの指標について改善が見られています。しかしながら、乳幼児のう蝕状況や12歳児のDMF指数（永久歯のう蝕経験指数）は全国平均よりかなり悪い状況であるとともに、県内での地域格差も見られ

ます。こうした格差を是正するためには、さらなる地域ぐるみの効果的な対策が急務だと考えていました。

羽根 「ヘルシーピープルみえ・21」の法的根拠は「三重県健康づくり推進条例」（平成14年4月施行）になりますが、これには「歯」「口腔」の

文言は明記されていません。そのため、様々な個別法で健診が義務付けられている医科とは違い、歯科ではなかなか効果的な対策を打つことができませんでした。従ってこれを補完する意味で県の歯科保健条例が必要だったのです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）が制定されたこと、及び歯と口腔の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めること等県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。



中井孝佳副会長

— では、お二人と一緒に「みえ 歯と口腔の健康づくり条例」の条文を読んでいきたいと思えます。まず第1章「総則」は、条例の目的を示した第1条と基本理念を定めた第2条で構成されています。第1条で条例制定の動機としてまず挙げられているのが「歯科口腔保健の推進に関する法律」の制定ですね。

羽根 はい、やはり昨年8月に国が「歯科口腔保健法」を制定したことは、本県の条例制定への追い風になったと思います。

中井 都道府県条例制定の全国的な広がりも影響

したでしょうね。三重県の歯科保健の現状を省みた時に、やはり健康格差を生じさせてはいけないという思いが、この条例を制定するに当たって県議会の皆さんにとっての最大のモチベーションだったと感じています。

— そして「歯と口腔の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み」、という言葉が続きます。これも「歯科口腔保健法」の第1条にある表現ですよ。

羽根 はい、ここも重要な部分です。「ヘルシーピープルみえ・21」では、「歯の健康」は全身の健康づくりの一部分でしかなかったのですが、ここでは、「歯と口腔の健康」が健康で質の高い生活に寄与するものとしてはっきりと位置付けられています。

— そしてこの条例の目的が「県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し／全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与する」ことであり、その達成のために以下、基本理念（第2条）を定め、各主体の責務や役割（第2章）を明らかにし、施策の基本的な事項（第3章）を定めると述べているわけですね。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 全ての県民が生涯にわたって、80歳で自分の歯を20本以上保つ運動（以下「8020運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、保健指導並びに医療（以下「歯科検診等」という。）を受けられることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

中井 第2条は、この条例の目的を達成するための施策を行うに当たっての基本的な考え方を示しています。歯と口腔の健康づくりに当たっては、まず県民一人一人による自らの取組みが基本であると位置付け、これを第1号として定めています。次に生涯を通じた歯と口腔の健康を目指すため、その象徴的な取組みである8020運動を例に環境整備推進に係る第2号を定め、さらにこれまで縦割

りで行われがちだった歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを第3号として定めているわけです。

羽根 ヘルスプロモーションの概念図ではよく坂道を登る人の姿が示されるのですが、第2号が坂道の傾斜を緩くしてあげること、第3号が坂道を登る人を後から支えてあげることと考えていただければいいと思います。

■ 第2章 各主体の責務、役割等

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、正しい知識を持つとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療関係者の責務)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科検診等を提供するよう努めるものとする。

— 第2章は各主体の責務及び役割が示されています。特に第3～5条では「県」「県民」「歯科医療関係者」についてそれぞれの「責務」が規定され、この三者が中心となり第2条の基本理念にのっとり、「歯と口腔の健康づくり」に取り組んでいくことが明示されています。こういう部分は全国どこの条例でも同じなのかと思ったのですが、いろいろと細かい違いはあるようですね。

羽根 都道府県の責務は全ての条例で規定されていますが、それ以外は様々です。県民については「責務」ではなく「役割」という表現をとっている県も多いです。歯科医療関係者の責務についても、必ずしも規定されているわけではありません。

中井 今回の条例検討会では、委員の方々の間でヘルスプロモーションの主役は「県民」であり、県民自らが健康づくりの意識を持つことが基本で

ある、という認識が共有されていたように感じました。第1、2条も含め、健康づくりは行政が押しつけるものではなく県民が主体性を持って取り組むべきものという考え方があったから「県民の責務」を規定するという判断になったのだと思います。歯科医療関係者の責務については、歯科医師法や歯科衛生士法でも定められているわけですが、本条例では第7条にある保健医療関係者とは別にその責務が規定されています。歯と口腔の健康づくりにおける私たちの役割が特に重要であると考えられているからであり、歯科医師会としては重く受け止めるべきだと考えています。

—「歯科口腔保健法」で、「国及び地方公共団体の責務」(第3条)・「歯科医師等の責務」(第4条)・「国民の責務」(第6条)がそれぞれ規定されたことも影響したかもしれませんね。

(市町の役割)

第6条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律、健康増進法(平成14年法律第103号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)その他の歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割)

第7条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、他の者が行う県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力に努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、県民の生活習慣の教育及び食育の推進に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所において雇用する従業員の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(市町等との連携、協力及び調整)

第9条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町等関係団体との連携、協力及び調整を行うものとする。

(市町への支援等)

第10条 県は、市町が歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は8020運動等の歯科保健医療対策をしようとするときは、その求めに応じて、技術的な助言又は必要な情報の提供を行うものとする。

— 第6～8条は「市町」「保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等」「事業者及び保険者」の「役割」について示されています。第3～5条の「責務」とは若干ニュアンスが異なりますね。

中井 現在の地方分権という考え方の中では、県条例の中で市町の役割に関する規定を設けることは適当ではないとの考えもあり、市町の役割さえ規定していない条例も少なくありません。しかし、歯と口腔の健康づくりを進めるに当たっては、住民と身近に接し、保健指導や健康診査を実施している市町の役割が重要であるという判断から、市町での取組みを促すため第6条で市町の「役割」という形で規定されているわけです。内容としては既に法令で位置付けられている市町の主な役割が列挙されています。

— 第8条にある「事業者及び保険者の役割」の規定はどのように受け止められたのでしょうか。

中井 そうですね。経済情勢や医療保険財政が厳しい時代ですから、事業者や健保組合サイドは諸手を挙げて賛成というわけにはいかなかったようです。しかし健保組合の第一の目的は組合の健全経営を維持することではなく被保険者及びその家族の健康を守ることです。そうした本義に立ち戻れば、こうした規定も受け入れてもらえると思っています。

— 特に「成人期における歯と口腔の健康づくり」に当たっては「事業者及び保険者」の役割は重要になりますよね。

中井 8020達成のためには、学校保健と40代以降の種々の健診の狭間にある20～30代への対応が鍵になります。その世代を職域あるいは地域できちんとフォローしていくことが必要だと思います。

■ 第3章 施策の基本的事項

(基本的施策)

第11条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

- 一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けられる環境の整備に関すること。
- 二 障がい者、介護を必要とする者その他歯科検診等を受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。

— 第3章は「施策の基本的事項」として第11条で基本的施策、第12条で基本計画、第13条で調査についてそれぞれ規定されています。

中井 理念法的な性格が強いような県条例ではこうした「基本的事項」について規定されていない場合もあります。しかし国の「歯科口腔保健法」が理念法ですから県条例まで理念法になってしまえば市町に任せるしかなくなってしまいます。そこで三重県の条例では各施策について具体的な記述が盛り込まれる形になりました。これにより事業化

の実現性が高まっていると思います。

羽根 三重県の歯科保健はまだ課題も多く、決して先進県ではありません。だからこそ、こういう具体的な施策が規定された条例が必要だったわけです。

中井 検討会の委員の方々に先行するたくさん都道府県条例を参考にさせていただくことができたこともよかったと思っています。

— 第1、2号は「歯科検診を受けることができる環境の整備」についてのものですね。

中井 健康格差を生じさせてはならない、という委員の方々の基本姿勢からすれば最も重要な部分です。障がい者、要介護者はもちろん、発達障がい児(者)、身体障害者手帳等の交付を受けていないけれど身体機能等に障がいのある方、災害時の被災者、経済的困窮者等を含め、全ての県民の歯

科検診の機会がこの条文により担保されているわけです。

羽根 母子保健法は1歳6か月、3歳児健診だけで妊産婦についての規定がありません。そういう意味で、第2号に「妊産婦及び乳幼児」と書き込まれたことも大切なポイントと言えます。

三 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関すること。

四 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第5条に規定する児童虐待の早期発見等に関すること。

五 成人期における歯周疾患の予防対策に関すること。



羽根司人常務理事

— 第3号は「フッ化物洗口」について言及した内容になっています。この部分は各県の条例でもいろいろ違いがありますし、三重県の検討会でも熱心に議論されたようですね。

羽根 24年3月末現在、26道県の歯科保健条例の中で、「フッ化物応用」について記載されているのが12県、「フッ化物洗口」について記載されているのが6道県、「科学的根拠に基づく虫歯予防」等の表現をとっているのが8県です。これはそれぞれの地域の事情を反映したものだと思います。

中井 私は第2回の検討会に参考人として出席した際にフッ化物洗口に関する資料をお示しし、いくつかの質問も受けました。フッ化物洗口につい

ては三重県歯としても様々な取組みを行ってきたのですが、県内では十分に普及していなかったのが現実です。その背景には安全性に関する懸念や学校現場の事情等があったと思います。今回、条例を定めるからといって急に、また、強制的に進めるべきではないと考えましたが、委員の方々には県内のう蝕の状況等を客観的に判断したうえで、これまでと同じ取組みでよいのかどうか、考えていただきたいと申し上げました。科学的なデータを元に検討会で真摯な議論をしていただいた結果として「助言・支援」が必要であるという結論に至ったのだと思います。

— 第4号は児童虐待の早期発見について触れたものです。

羽根 三重県歯では平成17年度に県内の要保護児童らの口腔内診査と生活習慣調査を実施し、その結果を元に「歯科医の立場からの児童虐待防止と子育て支援（児童虐待防止マニュアル）」を作成しました。現在も、う蝕処置率と生活習慣調査を組み合わせ、潜在的な被虐待児童をスクリーニングするための取組みを進めています。第4号はこうした実績が理解、評価された結果と受け止めています。

— 第5号は歯周疾患予防対策についてです。

中井 第8条についてのお話でも触れた、歯科保健の目が届きにくい世代への対応になります。県下では歯周病の節日健診が広まりつつあります

が、これをさらに推し進めることにつながると期待しています。

六 中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう。）における歯科検診等を受けることができる環境の整備に関する事。

七 平常時における災害に備えた歯科保健医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関する事。

八 歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関する施策に関する事。

九 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関する事。

十 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策に関する事。

— 第6、7号については検討会の中で委員から提案があって盛り込まれたものですね。

中井 はい、そうです。県南部では地理的な条件のために必要な医療・保健サービスを受けることが難しい高齢者等も少なくありません。障がい者等の身体的なハンディについては第2号で言及されていましたが、ここでは地理的な条件について配慮し、補完しようとしているわけです。

— 第7号については他県の条例には盛り込まれていない内容ですね。

羽根 ええ。これは言うまでもなく23年3月の東日本大震災での経験を踏まえたものですが、まさにこの検討会がスタートした時期に、県南部を中心に台風による水害が発生して少なからぬ住民が避難生活を強いられたこと、加えて本県が東海・東南海地震での大きな被害が想定される地域であ

ることから、県議会の関心が高かったことが反映したのだと思います。三重県歯会としてもこれまでの三重県警察医会の取組みや災害対応への体制整備をより一層進めていく必要があると思っています。— 第8号には「歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関する施策」が挙げられています。

中井 これは第14条の「人員の配置」とも関連し非常に重要な項目だと認識しています。第11条では様々な施策が取り上げられていますが、これを実施していくためには行政側に歯科医師、歯科衛生士等の専門職が配置されていることがとても大切です。

羽根 この条文は歯科衛生士や歯科技工士の育成について、今後も県行政による積極的な後押しを続けてもらうための根拠にもなります。

（基本計画）

第12条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針及び施策の方向に関し必要な事項を定めるものとする。

- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。
- 6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。



中井 第12条はこの条例の実効性を確保し、県の基本的施策を総合的かつ計画的に推進していくため、知事に基本計画の策定を義務付けたものです。第3項では、条例の趣旨が具体的に反映されているかを確認するため議会の議決を必要とすること

を、第6項では施策の実施状況を確認するため、毎年、議会に報告することを規定しています。

羽根 この条文は「三重県健康づくり条例」で「基本計画の策定」を定めた第8条とほぼ同じ内容になっており、二つの条例の整合性に配慮されていることが分かります。

中井 「三重県公衆衛生審議会」というのは県民の健康の保持増進に関する事項及びその他知事が必要と認める事項について調査審議するため、三重県公衆衛生審議会条例に基づき設置されている審議会で、現在、本会からは羽根常務理事が出席しています。ここに歯科保健推進部会（8020運動推進協議会）も置かれています。

（調査）

第13条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基礎的な資料とするため、概ね5年ごとに、県民の歯科疾患の罹患状況等に関する実態の調査を行うものとする。

2 知事は、前項の実態の調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策及び基本計画の見直しに反映させるものとする。

中井 第13条は三重県の実情に応じた適確な施策の策定並びに施策及び基本計画の見直しに反映させるため、歯科疾患の罹患状況の実態調査を行うことを規定したものです。第11条第9号と同様に、PDCAサイクルをきちんと押さえておこうとい

う趣旨によるものですね。

羽根 三重県では、「ヘルシーピープルみえ・21」の中で県民の歯の罹患状況を含む歯科疾患に関する調査を5年ごとに実施していますので、こうした既存の調査の有効活用も考えられます。

第4章 雑則

(財政上の措置等)

第14条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

— 第14条は、施策の実効ある推進を図るために必要な財政上の措置、人員の配置等が規定されています。

中井 はい。現在三重県行政には歯科医師が2名いるだけで歯科衛生士は一人もいません。県下の市町全体でも常勤歯科衛生士が7名、非常勤歯科

医師が1名、非常勤歯科衛生士が3名と非常に手薄な状況です。今後県内で歯科保健施策を実施していくためにはこうした専門職の配置を広げていくことがどうしても必要だと考えています。

羽根 「その他の措置」の部分には県の組織を整備することも含まれると思います。

(いい歯の日及び8020推進月間)

第15条 歯と口腔の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔の健康づくりへの取組が積極的に行われるようにするため、11月8日を「いい歯の日」とし、11月を「8020推進月間」とする。



— 第15条は「歯と口腔の健康づくりについての県民の関心と理解を深める上で、啓発をより効果的なものとするため規定した」とのことですね。こうした規定は他の都道府県条例でも見受けられますが「月間」としての規定はあまり多くはないようですが。

羽根 ええ。三重県の検討会の中でも「推進週間」でもいいのではないかという意見もあったようで

す。しかし、三重県歯科医師会は県や教育委員会との共催で、毎年11月に歯科保健大会を県内各地で開催し、継続的な啓発活動を行ってきました。そうした実績が名目だけの「月間規定」にはならないという期待につながったのだと考えています。

中井 参考人としても、啓発活動の実効性を求めるのであればなおさら月間として定めてほしいとの意見を伝えました。

羽根 今年の三重県歯科保健大会は県条例の公布・施行を踏まえて内容を刷新する予定です。この条例を県民共通の財産として生きたものにするため、県行政や関連職種等、各主体と一緒に考える場にしたいと考えており、現在準備を進めています。

— ぜひそうした大会にしたいですね。期待しています。

(聞き手：常務理事・太田賢志 理事・熊谷 渉)

2012・6.7

平成24年度 東海信越地区歯科医師会 役員連絡協議会



平成24年5月12日（土）
グランドホテル浜松



5月12日(土)、東海信越地区歯科医師会役員連絡協議会が開かれた。東海・信越6県の歯科医師会に、歯科医師国保組合、歯科医師連盟の役員も加えての合同連絡協議会としての開催であり、会場となったグランドホテル浜松には各団体から約200名の役員が参集した。来賓としては、日歯から大久保会長ら12名の役員、日歯連盟から高木会長ら7名の役員が、全歯連（全国歯科医師国保組合連合会）から小澤会長が出席し、各団体の会長が登壇して挨拶した他、日歯からは村上専務理事が、日歯連盟からは島村理事長が会務報告を行った。全体会議終了後には各分科会に分かれての協議。中央からも各担当役員が参加して約2時間にわたり熱心な意見交換が行われた。

全体会議

日歯・大久保会長が歯科衛生士法改正に向けた考え方を説明

合同連絡協議会は静岡県歯・青島副会長の開会の辞でスタート。当番県を代表して挨拶に立った同・飯島会長は、歯科口腔保健法の成立や日歯が刊行中の書籍『食べる ― 生きる力を支える』等に触れつつ、今後は歯科診療所が「かかりつけ歯科医機能」を越え、より地域の健康推進に関わる「8020診療所」を目指すべきだとの考えを述べた。



静岡県歯・飯島 理会長



日歯・大久保満男会長

来賓として挨拶した大久保会長はまず、24年度診療報酬改定を総括。▽歯を残す技術の評価▽歯を失った場合の補綴技術の評価▽在宅を中心とした高齢者の医療の評価▽周術期の口腔ケアの評価―等が幅広く評価されたことを歓迎しつつも、財源に限られた中での改定であり上げ幅は十分ではなかったとの考えを示した。

続いて日本歯科衛生士会（日衛）が求めている歯科衛生士法第2条第1項の改正についての考え方を説明。同条文には歯科衛生士の予防処置は「歯科医師の直接の指導の下」に行うとの記載があるが、これは教育年限が1年だった法律制定当時、保健所で勤務する歯科衛生士の公衆衛生業務を念頭に入れた文言であり、現状にそぐわないばかりか歯科衛生士の誇りをも損なうものとして日衛側は「直接の」削除を求めている。大久保会長は日衛の主張の趣旨は認めつつも、福祉・在宅の現場での歯科衛生士の業務拡大が求められている状況も踏まえ、単純に「直接の」という文言を除くだけでは誤解（歯科衛生士の独立業務や医師による歯科衛生士への指示が可能であるかのような誤った解釈）を招く可能性があるとの懸念を示した。こうした考えから、大久保会長は「歯科医師との緊密な連携の下」とすることを提案。日衛の了承も得ているとした。



日本歯科医師連盟・高木幹正会長

日本歯科医師連盟・高木幹正会長は、評議員会の決定を受けて参議院比例代表選挙候補者選考委員会を立ち上げたことに触れ、人物本位で選考を進める姿勢を示した。

（常務理事・太田賢志 記）

第1分科会 時局問題関係

公益法人制度改革への対応や歯科技工を巡る課題等について協議



第1分科会では、愛知県歯提出の「公益法人制度改革」「東日本大震災」と、静岡県歯提出「補綴物の質の確保」の3議題が協議された。公益法人制度改革関連では各県歯から新体制への移行についての進捗状況が報告された。参加6県中、唯一移行を終えた三重県歯は都道府県で初の公益移

行ということもあり、認定に至るまでの経緯について各県からの質問に答える形で詳しく報告した。三層構造等については日歯と内閣府の間で合意が得られていても必ずしもそれぞれ対応する県行政がすんなり認めるわけではなく、折衝に当たって苦労している県もあるようだ。

東日本大震災関連では自身も身元確認作業に従事した愛知県歯・須賀専務理事から現地での諸団体との連携等についての問題点を指摘。日歯・大久保会長、柳川常務理事らが日歯側の認識について回答した。

「補綴物の質の確保」に関連して静岡県歯・竹下専務理事は、東海信越地区で歯科技工士養成校の廃校が相次いでいる現状を指摘し懸念を示した。

(専務理事・芝田憲治 記)

第2分科会 医療管理・福祉厚生関係

共済事業見直しや歯科衛生士需給問題について協議



第2分科会は日歯から守田邦昭、溝渕健一両常務理事を迎え、共済事業の見直しと歯科衛生士需給問題、医療監視等について議論された。

共済制度については、保険業法における責任準備金や今後予想される会員の高齢化等に各県とも苦慮している。現制度よりもコンパクトな運営を

目指し、年齢によって民間保険会社と自主共済を使い分ける等の見直しを検討しているとの報告もあった。歯科衛生士需給問題については、各県とも再就職支援や、CMやポスター等で養成校入学の呼びかけを実施しているが、なかなか大きな効果が得られていないのが実情のようだ。医療監視については各県によって保健所の対応に多少の違いはあるものの、厚労省から示された重点項目を中心に実施されており、エックス線の漏洩テストの結果記載、フィルムバッジの着用等についての指摘が多いとの報告があった。その他、ホームページでの不適切な記述や広告等については、厚労省よりガイドラインが提示される見通しであることが日歯・溝渕常務理事より報告された。

(理事・浜瀬太郎 記)

第3分科会 学術関係



第3分科会には、日歯・中島信也常務理事が出席し、今年度の生涯研修セミナーについて説明した。「全てのライフステージの健康に寄与するために～」をテーマに、2講師×3チームの講演会が組まれており、東海信越地区では三重県（6月）と静岡県（12月）で講演会形式での開催が決まっ

学術講演会の様々な取組みを報告

ているが、全ての講演はDVD化される予定で、郡市歯科医師会等で会員が視聴する機会を設けることも推奨された。

7つの協議題は学術講演会等関連のものがほとんどで、各県から学術以外の委員会とのジョイントや県歯委員による出前講演会、インターネットによるライブ配信等の工夫が報告された。BSLやマウスガードについては実習付きの講習会の企画も多く試みられている。周術期口腔ケアについては愛知・静岡が先行しているが、他県でも大学病院等と連携して取組みが検討されているようだ。

最後に11月に開催される第22回日本歯科医学会総会への参加も呼びかけられた。今年度は大阪での開催であり、三重県からの参加も期待される。

（理事・林 尚史 記）

第4分科会 地域保健関係



第4分科会では、歯科保健条例や生活習慣病を中心とした医療連携、在宅歯科医療連携室整備事業等について意見が交わされた。日歯・佐藤 保常務理事は、日歯地域保健関係報告の中で、平成25年度は医療計画の見直しの年に当たっており、医療連携体制の構築を図る旨を明らかにした。

医療連携を中心に幅広く意見交換

児童虐待関連では三重県が報告した「MIESを用いたネグレクトの早期発見」が、高い評価を受けた。歯科保健条例関連では、住民へ具体的な施策を実施するため、市町での条例制定に向けて取り組んでいるところも多い。医療連携では24年度改定で「周術期口腔機能管理」が導入されたことに伴い各県でも対応が求められているようだ。摂食嚥下指導関連では、内視鏡の普及こそ十分には進んでいないものの、摂食嚥下リハに関する講習会は多数開催されている。岐阜県からは「歯周病検診への口腔機能評価の組み入れ」も報告された。歯科ではこうした機能低下に関する評価はこれまであまり行われておらず、今後高齢化に伴い、視点の変更が求められているように感じられた。

（理事・福森哲也 記）

第5分科会 社会保険関係

堀常務理事が24年度診療報酬改定の現場を詳細に報告



第5分科会は昨年同様、日歯の堀 憲郎常務理事、山口武之理事を迎えての開催となった。

堀常務理事からは、「今改定における本会の課題」と題して24年度診療報酬改定についての報告があった。日歯が立ち上げた診療報酬改定対策本部では大久保会長が本部長を務めた他、日歯連盟

から峰副会長が参加。また、介護保険との同時改定であったことから地域保健担当の佐藤常務理事も加わる等 All Dentalで対応した旨が説明された。改定の主戦場である中医協では、堀常務理事は診療側委員として戦っているが、公益側・支払側委員はもちろん、時には同じ診療側である医科側委員と対峙せざるを得ない場面もあると、その苦しさも吐露された。

協議では、▽各県における指導の現状▽新たに始まった縦覧点検・突合点検▽診療報酬改定で新たに加わった訪問診療における補助加算、周術期口腔機能管理に関する取組み▽CTの撮影依頼時の算定一等について話し合わせ、日歯・山口理事からも疑義解釈について説明された。

(理事・辻 孝 記)

第6分科会 広報・調査関係

日歯の対外広報について各県から積極的な提案、相次ぐ



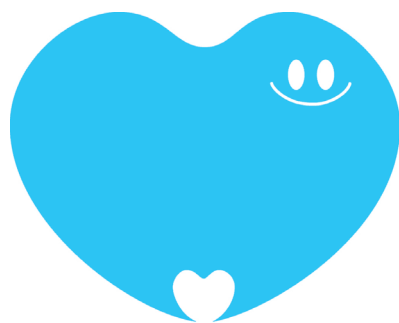
第6分科会では倉治ななえ常務理事から、日歯の対内・対外広報について、春日司郎理事から「レセック」の現状及び日歯・県歯のネットワーク構築へ向けた取組みについて、それぞれ報告があった。日歯では歯科医師会館内の情報セキュリティについて厳しい基準を設けているが、広報の

ネット活用の取組みには一部支障が出ていることも明らかにされた。

協議の前半は、昨年度日歯が実施した「一般生活者意識調査」の分析でも推奨されたSNSの活用について話し合われたが、出席者間の温度差も大きく議論を深めるには至らず、日歯の取組みが遅れていることも懸念された。

後半は岐阜県歯提案の歯周病デーの制定を含めた県民向け広報活動について活発な意見交換が行われた。日歯の広報活動に関しても「よ坊さん」や「ベストスマイル・オブ・ザ・イヤー」等について各県から積極的な提案がなされたが、スポンサーや代理店との契約等、様々な制約がある事情が説明された。

(理事・蛭川幸史 記)



みえ歯ートネット通信

<http://www.dental-mie.or.jp/heartnet/>

from 障害者歯科センター

障がい者歯科治療と日帰り全身麻酔

齋藤 弘 障害者歯科センター長

障害者歯科センター長に就任して1年余りが経過しました。センターでは経験豊富なスタッフに支えられ、障がいがある方々の歯科治療もかなり円滑に実施できる体制が確立していることを実感しています。

しかしながら、屈強な体格の自閉症患者等の歯科治療では、いかに行動変容法や抑制法等を駆使しても対応が困難な例があります。こうした場合には三重大学医学部附属病院に全身麻酔下での治療をお願いしています。頻度としては年間2、3例ですが、医科の手術室での歯科治療は様々な制限があり決して容易なことではありません。また、全身麻酔を行う場合には入院が必要となりますが、自閉症患者はコミュニケーションに困難を伴うた

め病室には家族が同伴することになります。全身麻酔による歯科治療は、医療提供側にとっても患者及びその家族にとっても大きな負担を伴うものと言わざるを得ません。

最近、障害者歯科学会等で注目されているのが日帰り全身麻酔での歯科治療です。麻酔薬・機器の進歩により、切れがよく安全な全身麻酔が可能になりつつあることがその普及を後押ししているようです。当センターでもこうした治療ができないかと思い専門家に意見を乞うたのですが、後方支援体制等の充実等、まだまだ越えなければいけないハードルがいくつもあるようでした。当センターの設備面の整備（及びその費用対効果等）も含めて、今後の検討課題と考えています。

障害者歯科センター診療状況

4月

診療日	8日
診療担当者	常勤1名、非常勤4名 内訳・会員2名、大学2名
延患者数	122名

5月

診療日	7日
診療担当者	常勤1名、非常勤4名 内訳・会員2名、大学2名
延患者数	111名

平成24年度 歯科助手講習会



今年も4月から5月末にかけて恒例の歯科助手講習会が全4日間の日程で開催された。歯科衛生士養成校の3年制移行に伴い、今春は県内の新卒歯科衛生士がいなかったことも影響したのか、受講者は例年よりやや多い101名だった。歯科診療所には小さな子どもから高齢者まで幅広い年齢層の患者さんが来院し、予防から欠損補綴、外科に至るまで様々な処置が行われている。歯科助手と言えども身につけておくべき知識は広範になってきている。日本歯科医師会歯科助手資格認定規則の一部改正に伴い、25年度からは歯科助手講習会の内容が見直される予定だ。

この講習会で学んだことをベースに、各診療所で歯科助手たちのさらなるスキルアップを図っていただければと思う。

第1日目：4月15日（日）



第1日目は、午前中は辻(孝)理事が「保険診療のしくみ」と題して、▽公的医療保険のしくみ▽受付事務▽保険請求事務▽保険診療と保険外診療▽様々な公費負担医療制度一等について分かりやすく解説。午後は、オフィспレイズ代表・目賀

田美奈子氏による「歯科助手の心得と一般教養」と題した接遇セミナーが行われ、挨拶・表情・身だしなみ・態度・言葉遣い等について実践も加えながら解説された。

第2日目：4月22日（日）



午前は辻(哲)常務理事が歯学概論と消毒法について、午後は桑名理事が歯科における基礎知識及



び救急処置についての講義を行った。

第3日目：5月17日（木）



第3日目は、受講者を3つのグループに分けて実習を行った。例年行ってきたセメント練和・ラバー印象・アルジネート印象と石膏注入に加え、今年度は新たに即時重合レジン of の取扱いも取り入れた。インストラクターは医療管理委員と(株)GCのスタッフ。最近ではアルジネートの練和器を



導入している診療所も増加しているようで、慣れないラバーボールとスパチュラを使っての手練和に四苦八苦するスタッフも多く見受けられた。臨床では口腔内に触ることのない歯科助手だが、歯牙植立模型を使った実習を行うことにより、口腔内の状態についての理解が深まったようだ。

第4日目：5月27日（日）



最終日は午前・午後とも県歯・医療管理委員が講師となり、全身管理・口腔外科・保存修復・補



綴・インプラント・歯周病・歯科矯正等、歯科臨床の基本についての講義を行った。

受講者体験記♪

桑名市・松岡あすかさん

4日間の講習会ではたくさんのお話を学びましたが、中でも印象に残っているのが初日に行われた接遇マナーの講習と3日目の実習です。接遇マナーの講習では、患者さんに対する言葉遣いや、お辞儀の仕方等を細かく教えていただきました。私は受付に入って患者さんと接することが多いのですが、講習を受けたことで改めて自分自身の対応の仕方を見つめ直すことができました。

実習ではセメントを練ったり、印象材を練って型を取ったりという作業を、実際に材料を使って体験しました。初めてのことも多くて最初は戸惑ったのですが、講師の方が優しく丁寧に教えて下さったので練習を重ねていくうちにコツが掴めてうまくできるようになりました。普段使っていない材料にも触れることができ、とても勉強になり楽しかったです。

今回学んだことを活かして、ゆっくりかもしれませんが一步一步成長し、患者さんにはもちろん、院長やスタッフにも信頼されるように日々努力していきたいと思っております。

津市・森 麗名さん

私は歯科診療所で働き始めて約半年で今回の講習会に参加させていただくことになりました。半年の勤務経験で少しは歯科のことを理解しているつもりでしたが、保険診療の仕組みから様々な歯科用器具、材料等、まだまだ知らないことがたくさんあることに気付かされました。接遇マナーの講習も、講師の方と実際に体を使って姿勢や立ち位置、お礼の角度を練習することで、頭と身体で理解することができ、とても良い経験になりました。

診療所での仕事に慣れてくると、いつの間にかそこをごく日常的な場所とを感じるようになっていました

が、患者さんにとっては不安を感じる非日常的なところなんだ、ということも改めて思い出すことができました。今回の講習を受けて、歯科助手は患者さんに寄り添うことのできる立場であることも学びました。これを機会に、より良いコミュニケーションで患者さん一人ひとりの役に立てるようになりたいと思います。

多気郡明和町・廣瀬由貴さん

今回受講した歯科助手講習会は、これまで全く歯科の知識がなかった私にとって、とても勉強になるものでした。

2日目と4日目は、歯科治療や歯科助手の仕事についての講義が中心でしたが、テキストに沿った講義はとても分かりやすく、基本的なことから専門的な部分まで、詳しく知ることができました。特に印象に残ったのは、高血圧等の全身的な病気を持った患者さんの場合には歯科治療の際にもいろいろ配慮が必要だということでした。歯科は口腔内の知識を身につけておけばいいと思っていましたが、患者さん一人ひとりのそれぞれ違った状況に対応するためには、もっと様々な知識が必要なのだと感じました。

今回の講習でたくさんのことを教えていただきましたが、この他にもまだまだ学ぶべきことがたくさんあると思います。今回の経験を活かして、これからもっと歯科助手として力をつけていきたいです。

三重県歯科医師会無料職業紹介所について

三重県歯科医師会では厚生労働大臣の許可を受けて、歯科医療技術者（歯科医師・歯科技工士・歯科衛生士・歯科助手）を対象とした無料職業紹介事業を行っています。職業紹介を希望される場合、求職は働く意欲がある方なら常勤、パートを問いません。申し込みにより希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をいたします。

●求職者の場合

- ・ 所定の求職票に必要事項を記入し、下記の無料職業紹介所に提出する。
- ・ 来館または電話にて、求人者の閲覧をする。
- ・ 条件が合えば面接を行う。

●求人者の場合

- ・ 所定の求人申込書に必要事項を記入し、下記の無料職業紹介所に提出する。
- ・ 来館または電話にて、条件の合った求職者を探す。
- ・ 合否結果については、当紹介所に結果報告する。



※ 下記へ連絡いただければ関係書類を送付します。

公益社団法人 三重県歯科医師会
 歯科医療技術者等無料職業紹介所
 〒514-0003 津市桜橋2丁目120-2
 TEL 059-227-6480

詳しくはWEBで！

[検索](#) [三重県歯科医師会無料職業紹介所](#)

平成24年度

April

第1回理事会

平成24年4月12日（木）

三重県歯科医師会館

公益社団法人として最初の理事会を開催



4月12日(木)、平成24年度第1回理事会が開かれた。4月1日(日)に移行登記を行って新たなスタートを切った公益社団法人三重県歯科医師会としての最初の理事会である。峰会長は冒頭の挨拶の中で、都道府県歯科医師会で最初の公益移行となったことに対する全国の反応を紹介するとともに、公益法人にふさわしい会務運営に一層の努力をしていきたいと述べた。年度初めの理事会でもあり、各委員会からはすでに動き始めている各種事業について数多くの報告が行われ、その後の協議では、常務理事会でその見直しを検討してきた三重県歯科保健大会について、その議論を踏まえて5月に実行委員会を立ち上げること等が決まった。

会長報告



中央情勢としては、4月1日(日)に日本医師会の会長選挙が行われ、決選投票の末に横倉義武氏が新会長に選ばれたことが報告された。また、日医は3月の定例会見でTPPの交渉参加に全面的に反対する姿勢を明らかにしており、4月18日(水)には日歯も参加する国民医療推進協議会としてTPP参加反対の総決起集会が開かれる予定だ。

委員会事業報告

【社会保障委員会】

- ・ 都道府県歯科医師会社会保険担当理事連絡協議会 (3/10)、第2・3回支部社会保障担当者・社会保障委員合同連絡協議会 (3/15、29)、社保通知No.1「疑義解釈(その1)」、社保連絡No.1「保険請求の注意事項について」、診療報酬改定講習会「会員質問回答」について

【医療管理委員会】

- ・ 平成23年度三重県医療安全推進協議会 (3/5)、三重県救急医療情報センター第110回理事会 (3/6)、県歯医療管理委員及び支部医療管理担当者合同連絡協議会 (3/8)、平成23年度第2回医療管理講習会 (3/18)、支部顧問税理士連絡協議会 (3/29)、平成24年度近鉄広告駅貼りポスター掲出駅追加(白子・名張駅)、平成24年度歯科衛生士研修会受講料、BLS講習会開催日程について

【学術委員会】

- ・ 第14回朝日大学歯科医師臨床研修指導医講習会の開催通知(L-net通信)、平成23年度学術研修会助成金事業各支部レポートの送付、平成24年度日歯生涯研修セミナーの実施に当たって、平成24・25年度日歯生涯研修事業認定研修会一覧、日歯生涯研修ライブラリーDVDについて

【福祉厚生委員会】

- ・ 福祉厚生委員会 (3/8)、互助会第1部の支給 (3/4~4/11申請分) について

【公衆衛生委員会】

- ・ 平成23年度スキルアップ研修「口腔ケア」 (3/8)、第60回三重県学校歯科衛生大会 (3/15)、平成23年度第2回公衆衛生委員・支部公衆衛生担当者合同連絡協議会 (3/15)、三重県小児保健協会理事会 (3/18)、第62回三重県小児保健学会 (3/18)、平成23年度三重県医療審議会健やか親子推進部会 (3/21)、平成23年度第2回三重県学校保健会理事会・評議員会 (3/22)、児童相談所一時保護所入所者への歯科健診・歯科保健指導、平成24年度歯の衛生週間各事業、「母と子のよい歯のコンクール」名称変更(平成25年度より)、産業歯科医名簿のウェブサイト公開、小学生のう蝕と生活習慣調査・生活状況調査結果、みえ8020運動推進員規約・要領の改正について

【広報編集委員会】

- ・ 広報編集・企画調査合同委員会 (3/15)、公式ウェブサイトリニューアル (4/1) について

【企画調査委員会】

- ・ 広報編集・企画調査合同委員会 (3/15)、Sunshine Net掲載記事について

協議事項

1. 理事の順位及び部署について
2. 平成24年度事業計画について
 - (1) 公益社団法人移行記念行事について (6/28)
 - (2) 郡市歯科医師会訪問について
 - (3) MDAセミナーについて (7/19)
 - (4) 第11回警察歯科医会全国大会について (8/25)
 - (5) 第17回三重県歯科保健大会について (11/11)
3. 日本歯科医師会選挙人選挙について
4. 平成24年度東海信越地区歯科医師会役員・同国保組合役員・同連盟役員連絡協議会について
5. 郡市会長会議の招集並びに附議事項について
6. 郡市歯科医師会の公益法人制度改革の対応について
7. 会務並びに事業の運営について

平成24年度

April

第1回郡市会長会議

平成24年4月26日（木）

三重県歯科医師会館

公益移行に伴い初の郡市会長会議を開催



4月26日(木)、平成24年度第1回郡市会長会議が開かれた。旧定款上では郡市歯科医師会を支部と位置付けていたためこれまでは支部長会として開催されてきた会議だが、公益社団法人への移行に伴い郡市会長会議に改められた。この日は新体制のスタートとあって郡市会の公益法人制度改革への対応状況についての確認が行われた他、県歯及び郡市会入会時の手続きの確認、さらに今年度中に実施予定の県歯執行部による郡市会訪問について話し合われた。県下11ある郡市会のうち、津歯科医師会は県歯同様今年4月1日付で公益社団法人への移行を果たしているが、その他の郡市会もほとんどが25年4月頃には新法人の移行登記または設立登記を行う方向で準備が進められている。これについて県歯としてもしっかりとそのサポートを行っていくとの考えが示された。各委員会からは、▽平成24年度公衆衛生事業実施予定▽日歯生涯研修セミナーの開催（6/24）▽歯科衛生士研修会の開催（6/17）一等が報告された他、芝田専務理事からは、懸案である会費徴収や終身会員の殊遇について検討する機構改革特別委員会を設置する方針が明らかにされた。

一般会務報告

(芝田専務理事)

会員数

平成24年4月1日～4月25日の期間で入会1名、退会0名。現会員数859名。

公益社団法人移行記念行事について

本会の公益社団法人への移行に当たり、記念行事を6月28日(木)に開催する。県及び県議会、関係団体役員等を招く予定。

平成24年度行事予定について

6月28日(木)に第1回定時代議員会を開催する予定。郡市会長会議は支部長会と同様に偶数月に開催する予定。

日歯会長予備選挙三重県選挙人選挙について

6月の第1回定時代議員会で次期日本歯科医師会会長予備選挙の選挙人選挙を行う。三重県の選出定数は7名。各郡市歯科医師会は会員数に応じた選挙人候補者(会員50名に対し候補者1名)を選出し、選挙管理委員会に提出する。

日歯福祉共済制度における立替払い・前払い等の申請等の終了について

日歯の第170回代議員会において日歯福祉共

済規則の改正が決議された。これにより平成25年に予定されている公益社団法人への移行日より立替払い・前払い及び高齢者前払いが廃止されることになるが、これに先立ち立替払い・前払い及び高齢者前払いの申請は24年10月末日分をもって終了し、立替払い・前払いの継続手続きは24年1月15日提出期限分をもって終了した。

三重県庁の組織改正について

危機管理機能強化のため新たに横断的な指揮権限を持つ「危機管理統括監」を設置するとともに防災危機管理部を防災対策部とした。健康福祉部は「医療対策局」及び「子ども・家庭局」に再編された。

委員会事業報告

【学術】(林理事)

平成24年度日歯生涯研修セミナー(三重県会場)の開催について

今年度は講演形式の日歯研修セミナー(メインテーマ「生きるよろこびを支える歯科医療～全てのライフステージの健康に寄与するために」)が6月24日(日)、三重県で開催される。

第22回日本歯科医学会総会の開催について

11月9日(金)～11日(日)、大阪国際会議場他にて開催。現在(～9月3日)事前登録受付。日本歯科医師会会員は無料で登録できる。

【公衆衛生】(羽根常務理事)

産業歯科医研修会について

現在、県内の産業歯科医認定者は約300名となっている。以前は産業歯科医研修会が全国でブロックごとに開催されていたので県内で受講する機会もあったが、近年は日歯での開催に限られているため、認定者が減少することが懸念される。歯科口腔保健法が成立し、各ライフステージにおける歯科口腔保健の推進について記載があることから、今後、労働衛生の場での歯科口腔保健活動の重要性も増していくと考えられる。まだ認定を受けていない会員には、積極的にこの研修を受講し、産業歯科医の認定を受

けていただきたい。

平成24年度公衆衛生事業実施予定について

今年度も「歯の衛生週間」事業として▽母子のよい歯のコンクール▽よい歯の児童生徒の審査並びに表彰▽歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール一等を実施する。なお、「……よい歯のコンクール」は平成25年度から「親と子のよい歯のコンクール」に名称が変更される予定である。

平成24年度歯科保健推進事業について

今年度の三重県の事業では、8020運動推進特別事業として▽学校歯科保健推進事業▽次世代育成支援事業▽フッ化物洗口推進事業▽みえネット事業一等が計画されている他、在宅歯科医療連携室整備事業、在宅歯科医療研修事業、新たに歯科保健医療災害対策事業及び歯科保健推進緊急雇用創出事業が予定されている。

【社会保障】(大杉常務理事)

薬価基準による歯科関係薬剤点数表の正誤表について

その1～3までの正誤表が発出されている。洗口剤の一般名等に注意していただきたい。

疑義解釈資料について

疑義解釈(その2)及び(その1)の追加が発出

された。(その2)は主に歯科疾患管理料等の医学管理及び機械的歯面清掃処置の算定に関連したもの、(その1)の追加は一般名処方に関連した内容(社保通知として全会員宛に発送)。

【医療管理】(桑名理事)

ゴールデンウィーク中の各都市会診療状況について
鈴鹿・津・松阪・伊勢度会では休日診療所で、南紀及び伊賀では輪番制で対応。

歯科衛生士養成校の入学状況について

県下3養成校の平成24年度入学者数はユマニテック医療福祉大学校(四日市)が41名、県立公衆衛生学院(津)が30名、伊勢保健衛生専門学校が22名。24年度の卒業生(25年3月卒業)は

60名しか見込めないので留意いただきたい。

「めざせ! 歯科衛生士」近鉄広告について

今年度も「めざせ! 歯科衛生士」ポスターをADトレイン及び駅貼りチョイスで掲示する。駅貼りチョイスは今年度より白子駅、名張駅を追加し計7駅に。

歯科衛生士研修会の開催について

今年度からの新事業として歯科衛生士研修会を開催する(6月17日(日))。

【広報編集】(太田常務理事)

三歯会報8・9月号掲載記事について

各都市歯科医師会での歯の衛生週間事業の記事を掲載する予定。

協議事項

郡市歯科医師会の公益法人制度改革の対応について

芝田専務理事より、県下11の郡市歯科医師会の公益法人制度改革への対応状況について、聞き取りの結果が報告された。津歯科医師会はすでに4月1日付で公益社団法人への移行登記を終えているが、他の10歯科医師会では今後順次、新法人への移行や設立に向けて動いていくことになる。現

時点で特例民法法人である四日市・鈴鹿・松阪・伊勢度会の内、伊勢度会が公益社団法人への移行を目指している他は一般社団法人への移行を予定している。また、現在任意団体である6都市会では志摩を除いて全て一般社団法人設立を予定している。

郡市歯科医師会訪問について

2月支部長会で提案された県歯役員による郡市歯科医師会訪問の日程について協議し、5月に志摩及び津、6月に亀山の各歯科医師会を訪問することが決定した。今年度中に他の歯科医師会もできる限り訪問する予定。峰会長は、歯科医師会を

巡る社会環境や会員の高齢化等の内外の変化を踏まえ、公益法人制度改革への対応や共済事業の見直し等に適切に対応する必要性を強調し、全ての会員とこうした認識を共有することが郡市会訪問の目的であることを示した。

入会時の手続きについて

三重県歯科医師会の新定款は、日歯・県歯・郡市の三層構造の堅持を念頭に置いた内容が盛り込まれているが、郡市会入会後の手続きが円滑に行

われていない事例が認められた。各会長からは実際の対応等が報告されたが、今後十分な確認が行えるよう双方で検討を進めることになった。

その他(機構改革特別委員会の設置について)

芝田専務理事から代議員会での協議も踏まえ、機構改革特別委員会を設置したいとの意向が示された。諮問事項は会費徴収や終身会員の殊遇規則、

互助会の見直し等になる見込み。6月の第1回定時代議員会で委員を選出する予定。

(広報編集委員・赤塚貴則 記)

▲三重県歯科医師会会員の皆様へ広報編集委員会からのお知らせ

えっ、
まだ登録
してないの？

三重県歯科医師会では、すでに約50%の会員が
会員宛配布物E-MAIL&メールマガジン配信の
登録をしています。



会員宛配布物E-MAIL 配信登録

登録者に専用メールアドレスを割り当て！ 冊子・ポスター等を除くほとんどの文書をデータ
配信！ 県内どこでも同時に届く！ 紙ごみ減量、ちょっとエコ♪

三重県歯科医師会メールマガジン

E-MAIL 配信登録者に毎週メルマガも配信！ 三重県歯科医師会の最新情報がいち早くお手元
に！ ホームページ更新情報掲載、新着情報を見逃さない！ 毎月歯科関連ニュースクリップ
をお届け、ネットサーフィンをする暇のない忙しいあなたに最適！

さあ、三重県歯科医師会ホームページ・会員Onlyトップページから

「E-MAIL 配信申込みはこちら」

<http://www.dental-mie.or.jp/only/mail/mousikomi.html>

に、今すぐアクセス！

災害伝言 ダイヤル



会員の皆様へのお願い

大規模災害発生時には、通常の電話
やファックス等の通信手段が使用不能と
なる可能性があります。

会員各自が、右に示すような災害時
用の連絡手段を講じて、自身の安否や
診療継続の可否について、自発的に連
絡していただくようお願いします。

✓ 災害時の連絡手段

- 郡市歯科医師会の連絡網
- iモード災害用伝言板サービス
- NTT災害伝言ダイヤル（171）

詳しくは、[大規模災害時歯科活動マニュアル](#)
(三重県歯科医師会作成/オレンジ色のファイル)
を、ご参照下さい。

平成24年度

May

第2回理事会

平成24年5月8日（火）

三重県歯科医師会館

会長・専務ら、郡市会訪問へ



5月8日(火)、平成24年度第2回理事会が開かれた。4月の郡市会長会議で執行部から提案された会長・専務理事らによる郡市歯科医師会訪問について、日程の一部を決定。5月から6月にかけては、志摩・津・亀山の各歯科医師会を順次訪問する。委員会報告の中では、学術委員会から9月30日(日)にマウスガード講習会を、災害時の対応・体制に関する委員会から9月27日(木)に検視に関する講習会を開催することがそれぞれ報告された。また、この日は理事会に先立って監事会が開かれ、理事会では中藤監事より平成23年度の監査結果が報告された。

委員会事業報告

【社会保障委員会】



- 平成24年度第1回郡市社会保障担当者・社会保障委員合同連絡協議会(4/19)、社保通知No.2「疑義解釈(その2)・疑義解釈(その1)追加分」、「薬価基準による歯科関係薬剤点数表(平成24年4月1日現在)の正誤表」、社保通知No.3「居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書(様式第2)の変更」、社保通知No.4「高額療養費制度一部変更」、社保通知No.5「疑義解釈(その3)」について

【医療管理委員会】

- ・ 都道府県歯科医師会医療管理担当理事連絡協議会及び歯科医師会立歯科衛生士・歯科技工士養成施設連絡会（4/25）、第1回歯科助手講習会（4/15）、第2回歯科助手講習会（4/22）、歯科相談（1件）、インターンシップ・ジョブシャドウイング受入事業所データベースへの登録（会員宛）、歯科衛生士ポスター掲示依頼及び求人ご依頼（会員宛）、職業説明会（6/14木）の講演歯科衛生士について

【学術委員会】



- ・ マウスガード講習会（9月30日(日) 10:00～16:00／講師：神奈川県開業・杉山義祥先生）、日本スポーツ・健康づくり歯学協議会幹事選出依頼、平成22・23年度日歯生涯研修制度第4期分集計結果について

【福祉厚生委員会】

- ・ 互助会第1部の支給（4/12～5/8申請分）、互助会第3部の支給について

【公衆衛生委員会】

- ・ 三重県・三重県教育委員会・三重県歯科医師

会公衆衛生各事業打合せ会（4/19）、歯科保健推進緊急雇用創出事業打合せ（4/26）について



【広報編集委員会】



- ・ 平成24年度第1回三重テレビ『歯チカラ』打合せ（4/26）について

【企画調査委員会】

- ・ Sunshine Net掲載記事について

【災害時の対応・体制に関する委員会】

- ・ 検視に関する講習会（9月27日(木) 14:00～16:00／講師：日本大学歯学部法医学教室・伊澤 光助教）について

協議事項

1. 郡市歯科医師会訪問について
2. 第17回三重県歯科保健大会について
3. 平成24年度東海信越地区歯科医師会役員・同国保組合役員・同連盟役員連絡協議会について
4. 第11回警察歯科医会全国大会について
5. 郡市歯科医師会の公益法人制度改革の対応について
6. 会務並びに事業の運営について
 - ・ 県歯会機構改革について（会費・終身会員・互助会等）
7. その他
 - (1) 諸規程の制定について
 - (2) 有期雇用契約職員の雇い入れについて（歯科保健推進緊急雇用創出事業）

住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の改正について

Q：平成24年度の税制改正で住宅取得等資金の贈与税の非課税制度が改正されたと聞きましたが、その内容について教えてください。

A：平成24年度税制改正法案が平成24年3月30日に成立し、平成24年4月1日より施行されました。その改正項目の一つである「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（租税特別措置法第70条の2）」制度の適用期間の延長と拡充が行われました。

この制度は、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上である人が、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、受贈者の居住の用に供する住宅用家屋の新築もしくは取得または増改築等（これらとともに取得するその住宅用家屋の敷地の用に供される土地等の取得を含みます）の対価に充てるための金銭（「住宅取得等資金」と言います）の贈与を受けた場合において、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用家屋の新築等をし、居住の用に供していることその他一定の要件を満たすときは、その住宅取得等資金のうち非課税限度額までの金額について贈与税が非課税となるもの（新非課税制度）です。新非課税制度は、贈与税の申告期間内に贈与税の申告書及び添付書類などを提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

なお、平成23年分以前において旧非課税制度を受けている人は、新非課税制度を適用することはできません。

1 適用期間

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの住宅取得等資金の贈与について適用されます。

2 非課税限度額

贈与年分	平成24年	平成25年	平成26年
省エネ住宅または耐震住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

(注) 1 東日本大震災の被災者については、省エネ・耐震住宅は各年1,500万円、上記以外の住宅は各年1,000万円となります。

2 贈与を受けた金銭により住宅用の土地を先行取得し、金銭の贈与を受けた翌年3月15日までに住宅用家屋を新築した場合は、土地及び家屋とも受贈者の所有権保存登記が必要です。

3 対象床面積

新たに床面積の上限が設けられ、50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋が対象になりました。

4 省エネ・耐震基準

省エネ住宅または耐震住宅は、次の基準に適合していることが必要です。

- ① 省エネ住宅は、省エネルギー対策等級4相当であること。
- ② 耐震住宅は、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上、または免震建築物であること。

歯医者さんが来てくれる

「訪問診療可能歯科医療機関」への掲載について



三重県歯科医師会では訪問歯科診療の普及を進めるため、ホームページに訪問歯科診療が可能な歯科医療機関についての情報を掲載しています。

新たに掲載希望の会員は、三重県歯科医師会事務局までご連絡下さい。

公益社団法人 三重県歯科医師会
〒514-0003 津市桜橋2丁目120-2
TEL 059-227-6488



みえ歯ートネット



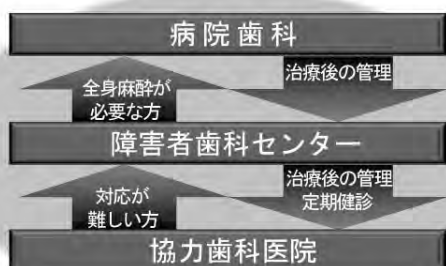
協力歯科医院について

「歯科治療を受けたいけれど、障がいがあるので不安……」、そんな方たちのために、地域の歯科診療所と三重県障害者歯科センターが手をつなぎました。みえ歯ートネットは、障がいのある方が安心して歯科治療を受けていただくためのネットワークです。

三重県歯科医師会では会員を対象にみえ歯ートネット協力歯科医院への登録を受け付けています。登録を希望する方は、三重県歯科医師会事務局までご連絡下さい。

【登録するとどうなるの?】

- ① みえ歯ートネットホームページで、「歯科医院名・所在地・電話番号」を公開します。
- ② 障害者歯科センターとの連携を行い、障がいのある患者を相互に紹介し、患者の歯科受診の利便性を図ります。
- ③ 地域の障がい児(者)福祉施設から歯科保健指導等の依頼があったときに、担当をお願いします。





4月・5月会務日誌

Association Diary

4月

- | | |
|--|---|
| <p>5日 三重県立公衆衛生学院入学式に田所副会長出席</p> <p>10日 常務理事会開催</p> <p>12日 理事会、監事会開催
平成24年度保険医療機関の指導実施計画の打合せ会に峰会長、田所副会長、芝田専務理事、大杉常務理事、辻(孝)理事、稲本理事、前田理事出席</p> <p>14日 東海信越地区歯科医師会専務理事連絡協議会が静岡県にて開催され芝田専務理事出席</p> <p>15日 第1回歯科助手講習会開催</p> <p>17日 日本歯科医師会成人歯科保健・産業歯科保健に関する打合せ会に羽根常務理事出席</p> <p>19日 災害時の対応・体制に関する委員会、歯科衛生士職業説明会打合せ会、郡市社会保障</p> | <p>担当者・社会保障委員合同連絡協議会開催
三重県・三重県教育委員会・三重県歯科医師会公衆衛生各事業打合せ会に中井副会長、羽根常務理事、杉原理事、福森理事出席</p> <p>21日 災害時の対応・体制に関する委員会郡市担当者会議開催</p> <p>22日 第2回歯科助手講習会開催</p> <p>25日 都道府県歯科医師会医療管理担当理事連絡協議会及び歯科医師会立歯科衛生士・歯科技工士養成施設連絡協議会に辻常務理事、桑名理事出席</p> <p>26日 郡市会長会議、常務理事会開催</p> <p>29日 三重県歯科衛生士会第6回総会、三重県歯科衛生士会生涯研修会に中井副会長出席</p> |
|--|---|

5月

- | | |
|---|--|
| <p>8日 理事会、監事会開催</p> <p>9日 日本歯科医師会税務委員会に太田常務理事出席</p> <p>10日 選挙管理委員会開催
四日市学校保健会総会における講習会に杉原理事出席</p> <p>12日 東海信越地区歯科医師会役員・同国保組合役員・同連盟役員合同連絡協議会が静岡県にて開催され役員全員出席</p> <p>13日 志摩歯科医師会総会に峰会長、芝田専務理事出席
志摩歯科医師会社保講習会に大杉常務理事</p> | <p>出席</p> <p>16日 津歯科医師会総会に峰会長、芝田専務理事出席</p> <p>17日 第3回歯科助手講習会、郡市社会保障担当者・社会保障委員合同連絡協議会、第17回三重県歯科保健大会第1回実行委員会、歯科保健指導媒体作成打合せ会開催
三重県警察医会理事会に田所副会長、芝田専務理事、辻常務理事、林理事、稲本理事、陣田会員出席
平成24年度産業保健研修会に羽根常務理事出席</p> |
|---|--|



- 20日 第4回三重子どものころネットワークに
中井副会長出席
三重県訪問看護ステーション連絡協議会役
員会・総会及び中央研修に羽根常務理事出
席
- 23日 三重県救急医療情報センター第1回定時評
議員会に峰会長出席
- 24日 食支援担当者会議、児童相談所一時保護所
入所者への歯科健診・歯科保健指導打合せ
会開催
- 26日 四日市歯科医師会通常総会に芝田専務理事
出席
- 27日 第4回歯科助手講習会開催
- 29日 三重県救急医療情報センター臨時理事会に
辻常務理事出席
- 31日 郡市学術担当者・学術委員合同連絡協議会、
福祉厚生委員会開催
日本学校保健会第1回評議員会に中井副会
長出席

会員消息 Member's News

本会会員数 (6月1日現在)

正会員第1種(一般)	690名
正会員第2種(勤務)	25名
正会員終身	132名
準会員第3種(法人)	8名
準会員第4種(直属)	2名
長期の疾病等の会員	1名
計	858名

日歯会員数 64,965名 (4月30日現在)

新入会員



ながの おさむ
長野 治先生 (5. 1付)

(診) 松阪市狹師町334-1

ながの 歯科

電 話 0598-51-1182

F A X 0598-51-1183

(松阪)



かわむら えいじ
川村英司先生 (5. 1付)

松阪市川井町910-1

かわいまち 歯科口腔医院

(診) 電 話 0598-31-3117

F A X 0598-31-3118

(松阪)



はやし りゅういちろう
林 竜一郎先生 (6. 1付)

(診) 鈴鹿市末広北2-8-20

林 歯科医院

電 話 059-383-1772

F A X 同 上

(鈴鹿)

F A X 番号変更

川村裕啓先生 (鈴鹿)

(診) F A X 059-378-7086



診療所名変更

堀 真知子先生（亀山）
キンダーガーデン小児歯科

謹んでおくやみ申し上げます



小林哲郎先生（松阪）
去る3月31日、お亡くなり
になりました。
享年93歳



伊藤弘基先生（四日市）
去る5月8日、お亡くな
りになりました。
享年56歳



林 峯夫先生（鈴鹿）
去る5月23日、お亡くな
りになりました。
享年67歳

生川 寛先生（四日市）
去る4月26日、お亡くなりになりました。
享年103歳

新入会員プロフィール

ながの おさむ
長野 治先生（松阪）

1. 学歴

高校 三重県立相可高等学校
大学 朝日大学（昭和62年度卒業）

2. 開業年月日

平成24年4月1日

3. メッセージ

ぼくには、9歳・3歳6ヶ月・1歳6ヶ月の息子が三人います。どの子にも唯一無





Mie Dental Association

二の個性があり、とても可愛くて、ぼくの生き甲斐と言っても過言ではありません。

息子達が毎日明るく楽しく生活できる礎となるものの一つが診療所だと思います。ですから、ぼくも明るく楽しい気持ちでスタッフや患者さん、コ・デンタルスタッフ

に接するように心掛け、アットホームな温かい診療所を築いて地域医療に貢献できるように努力致します。

今までより更に一層の御指導、御鞭撻を賜わりますよう宜しく御願ひ申し上げます。

かわむら えいじ

川村英司先生（松阪）

1. 学歴

高校 三重県立松阪高等学校

大学 九州大学（平成6年度卒業）

2. 卒業後の研修先・勤務先

平成7年6月 九州大学第2口腔外科

平成9年4月 えのもと歯科医院

平成15年4月 済生会松阪総合病院歯科
口腔外科

平成17年4月 佐世保共済病院歯科口腔
外科

平成23年4月 ななくま歯科医院

3. 開業年月日

平成24年3月2日



はやし りゅういちろう

林 竜一郎先生（鈴鹿）

1. 学歴

高校 三重県立白子高等学校

大学 鶴見大学（平成11年度卒業）

2. 卒業後の研修先・勤務先

平成11年4月 鶴見大学第Ⅱ保存講座
研修医

平成13年4月 ポートサイド歯科

平成15年4月 角田歯科

平成17年4月 港南歯科

平成19年4月 林歯科

3. 開業年月日

平成24年5月24日

4. メッセージ

子供の頃から、父の働く姿を見て歯科医師になろうと考えていました。

父と同様に地域の患者さんのお役に立てるよう努力していきたいです。

趣味：草野球・テニス・ゴルフ

鶴見大学硬式野球部所属



		社会保険			国民保険		
		1件当 日数	1日当 点数	1件当 点数	1件当 日数	1日当 点数	1件当 点数
一般	本人	1.8	616.8	1,138.3	1.9	626.5	1,207.7
	家族	1.6	560.6	920.4			
後期高齢者医療		—	—	—	2.1	682.8	1,416.6

		社会保険			国民保険		
		1件当 日数	1日当 点数	1件当 点数	1件当 日数	1日当 点数	1件当 点数
一般	本人	1.8	604.0	1,107.3	1.9	601.3	1,149.4
	家族	1.6	554.0	905.5			
後期高齢者医療		—	—	—	2.0	646.8	1,314.8

こども110番の歯科医院



三重県歯科医師会では、「社会貢献活動の一環」として、三重県警、三重県、三重県教育委員会の協力のもと、日本の将来を担う宝である子どもたちを守るために、平成18年6月より「こども110番の歯科医院」制度を導入しました。これは、不審人物につきまといわれたり、声をかけられたりした子どもたちが歯科医院に駆け込んできた場合、子どもを保護し、警察への通報等の対応を行うものです。

私たちは、子どもたちの笑顔を守り、明るい地域社会づくりに少しでも協力していきたいと考えています。

●「こども110番の歯科医院」の皆様へ

三重県歯科医師会では「こども110番の歯科医院 対応マニュアル ― 子供たちを犯罪被害から守るために ―」を作成しています。ご活用下さい。



告知板

Information

第34回

三重県歯科医師会ゴルフ大会開催のご案内

三重県歯科医師会ゴルフクラブ 会長 笠原浩義

盛暑の候、諸先生方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、恒例となっております標記大会を、下記のとおり三鈴カントリー倶楽部にて開催いたします。

記

1. 日 時：平成24年9月27日(木) 午前8：30スタート
2. 場 所：三鈴カントリー倶楽部
鈴鹿市小社町767 TEL 059-371-1551
3. 会 費：1人 5,000円
プレー代 ビジター約13,000円（キャディー付き、昼食時パーティー時ドリンク代を含む）等は個人精算
4. 競技方法：18ホールストロークプレー HCはダブルペリア方式（年長者上位）
使用ティーは白マーク（65歳以上シニアティー、女性はレディースティー）
その他はJGA及びローカルルールに従う。
5. 賞 品：優勝～10位、飛び賞、ニアピン賞、ドラコン賞等
参加賞には「松茸」を準備します。
6. 参加資格：三重県歯科医師会会員及び勤務医
7. 申込方法：各地区でお取りまとめいただき、同送いたしました申込用紙にて8月27日(月)まで下記までお願いいたします。
8. 申 込 先：〒515-2515 津市一志町八太1543-3
西本歯科医院 西本康助
TEL 059-293-0220 FAX 059-293-1229
9. お 願 い：会費につきましては、当日個別に集金させていただきますが、なるべくつり銭の要らないようにご準備お願いいたします。また、キャンセルにつきましては9月15日(土)以降は参加賞準備の都合上お受けしかねますのでご了承下さい。その際は、会費をお納めいただき、参加賞をお渡しいたします。

なるべく多くの先生方にご参加いただきたいと思います。勿論、県歯会員の方なら地区ゴルフクラブに入会されてみえない先生でも結構です。その他、ご意見、ご質問等ございましたら、上記申込先「西本」までご連絡いただきますようお願い申し上げます。



会員の広場

Member's Plaza

第67回 東海4県歯科医師親善ゴルフ大会 開催される

去る5月24日(木)、ニューキャピタルゴルフ倶楽部ジャック・ニクラウス山岡コースにおいて標記大会が岐阜県主催で開催されました。遠方にもかかわらず三重県からは16名の先生方にご参加いただきました。当日朝早く、もしくは前日より宿泊されるなど大変な中ご参加いただいた先生方、本当にありがとうございました。

結果		GROSS	HDCP	NET
優勝	高木 誠司先生 (愛知県)	76	7.2	68.2
2位	中島 雄一郎先生 (岐阜県)	81	10.8	70.2
3位	石田 正彦先生 (静岡県)	74	3.6	70.4
BEST GROSS	72 高木 昭英先生 (愛知県)			
	72 桐山 光生先生 (岐阜県)			

三重県では佐南 清作先生 (津) がGROSS 77, NET 71で6位に入られました。

来年は静岡県開催でグランディ浜名湖ゴルフクラブが会場となります。日程等詳細は後日お知らせします。たくさんの先生方の参加をお待ちしています。

(津・西本康助 記)





互助会の現況 Mutual Aid Association

(24年 4月 1日～30日)

第1部 (疾病共済)

入会 1名 退会 1名 累計 789名 2,326口

収入累計 187,560,776円	{ 繰越 187,560,776円 入金 0円
-------------------	----------------------------

支 出 1,260,000円

残 高 186,300,776円	{ 定期 98,000,000円 普通 38,300,776円 国債 50,000,000円
------------------	--

療養給付：2名

死亡給付：2名

第2部 (火災共済)

入会 1名 退会 1名 累計 806名 813口

収入累計 107,363,178円	{ 繰越 107,363,178円 入金 0円
-------------------	----------------------------

支 出 0円

残 高 107,363,178円	{ 定期 88,390,000円 普通 18,973,178円
------------------	------------------------------------

第3部 (災害共済)

入会 1名 退会 1名 累計 806名

収入累計 46,458,827円	{ 繰越 46,458,827円 入金 0円
------------------	---------------------------

支 出 0円

残 高 46,458,827円	{ 定期 22,300,000円 普通 24,158,827円
-----------------	------------------------------------

(24年 5月 1日～31日)

第1部 (疾病共済)

入会 2名 退会 2名 累計 789名 2,326口

収入累計 186,316,518円	{ 繰越 186,300,776円 入金 15,742円
-------------------	---------------------------------

支 出 1,080,000円

残 高 185,236,518円	{ 定期 98,000,000円 普通 37,236,518円 国債 50,000,000円
------------------	--

療養給付：1名

死亡給付：1名

第2部 (火災共済)

入会 2名 退会 2名 累計 806名 819口

収入累計 107,363,178円	{ 繰越 107,363,178円 入金 0円
-------------------	----------------------------

支 出 0円

残 高 107,363,178円	{ 定期 88,390,000円 普通 18,973,178円
------------------	------------------------------------

第3部 (災害共済)

入会 2名 退会 2名 累計 806名

収入累計 46,464,270円	{ 繰越 46,458,827円 入金 5,443円
------------------	-------------------------------

支 出 30,000円

残 高 46,434,270円	{ 定期 22,300,000円 普通 24,134,270円
-----------------	------------------------------------



三重県歯科医師 国民健康保険組合

MIE DENTIST NATIONAL HEALTH INSURANCE UNION

平成24年度 東海信越地区歯科医師国民健康保険組合役員連絡協議会に出席



5月12日(土)、静岡県浜松市内で東海信越地区歯科医師国民健康保険組合役員連絡協議会が開かれ、三重県歯科医師国保組合からは武田理事長と山根監事が出席した。

前半は歯科医師会役員・連盟役員との合同協議会が開かれ、全体会議終了後に国保組合役員による連絡協議会が行われた。会合では当番県である静岡県歯科医師国保組合の高成田副理事長が開会の辞を述べ、同組合・鈴木副理事長と、来賓として出席した全国歯科医師国保組合連合会(全歯連)の小澤会長が、それぞれ挨拶した。

主な協議題は▽平成24年度の保険料改定の有無について▽組合員資格の現状について▽全協国保組合共通システムについて▽保健事業について▽コンプライアンスの対応について一等。近年、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金

の増加により各組合とも赤字となっているため、平成24年度より保険料を引き上げざるを得ない状況になっている。後期高齢者支援金については、静岡県は2,900円、愛知県は3,000円、全国歯(全国歯科医師国民健康保険組合)の岐阜県・長野県・新潟県は3,000円と保険料を引き上げている。三重県は現在のところ1,000円を維持しているが、今後組合員の負担増は避けがたい状況である。

また現在、国保組合における大きな問題となっている組合員資格に関連して、廃院等により歯科医療に従事していない被保険者の取扱いについて協議された。各県とも、歯科医師会・国保組合等の役員・委員・健診等歯科医業の一端を担っていただくことで組合員資格が継続できるよう対応することとしている。

MIE DENTIST NATIONAL HEALTH INSURANCE UNION

平成24年2月／3月

現況

保険給付状況

		24年2月		
		件数	費用額	保険者負担額
療養給付費	当月分	3,556	48,929,714	34,742,381
	累計	37,819	520,544,818	369,171,891
療養費	当月分	100		370,391
	累計	1,091		4,448,849
高額療養費	当月分	21		2,162,618
	累計	278		31,472,125
移送費	当月分	—		—
	累計	1		6,300
出産育児一時金	当月分	7		2,940,000
	累計	38		15,960,000
葬祭費	当月分	—		—
	累計	7		720,000
傷病手当金	当月分	15		460,000
	累計	172		7,613,000

		24年3月		
		件数	費用額	保険者負担額
療養給付費	当月分	4,082	52,580,728	37,133,830
	累計	41,901	573,125,546	406,305,721
療養費	当月分	113		503,844
	累計	1,204		4,952,693
高額療養費	当月分	18		1,203,493
	累計	296		32,675,618
移送費	当月分	—		—
	累計	1		6,300
出産育児一時金	当月分	8		3,360,000
	累計	46		19,320,000
葬祭費	当月分	1		100,000
	累計	8		820,000
傷病手当金	当月分	9		582,000
	累計	181		8,195,000

収支状況

		23年度24年3月累計
区分	金額	
歳入合計	1,347,716,998	
歳出合計	878,607,551	
収支差引残高	469,109,447	

		24年度24年4月累計
区分	金額	
歳入合計	49,084,156	
歳出合計	7,355,686	
収支差引残高	41,728,470	

		23年度24年4月累計
区分	金額	
歳入合計	1,349,049,214	
歳出合計	951,578,135	
収支差引残高	397,471,079	

被保険者異動状況

		24年4月30日現在	
区分	被保険者数	前月との比較	
組合員	2,677	9	
家族	1,762	△ 19	
計	4,439	△ 10	

		24年5月31日現在	
区分	被保険者数	前月との比較	
組合員	2,679	2	
家族	1,765	3	
計	4,444	5	

三重県歯科医師 協同組合

MIE DENTIST COOPERATIVE UNION

第81回臨時総代会／平成24年度事業計画を決議



3月25日(日)、三重県歯科医師協同組合第81回臨時総代会が開かれた。武田良一理事長は挨拶の中で、23年度事業において三重県歯科医師協同組

合のホームページに、三重県内外の企業の協力を得て指定業者としてのバナー広告掲載を始めたことを説明。また、東日本大震災復興支援の一環として、東北地方の物産店等のバナー広告を無料掲載したことも報告し、組合員の理解と協力に感謝の言葉を述べた。芝田専務理事より、協同組合の平成23年度中間事業報告と株式会社エムディの平成24年度事業計画及び予算が報告された後議事に移り、協同組合の平成24年度事業計画と収支予算、労働保険事務組合の平成24年度収支予算の3議案が協議され、全て可決成立した。

第82回通常総代会／平成23年度収支決算を承認



4月26日(木)、三重県歯科医師協同組合の第82回通常総代会が開かれた。武田良一理事長は挨拶の中で、ホームページにおけるバナー広告の新たな活用法について紹介。今後も組合員の利益につながる事業活動の展開を図っていききたいと述べた。議事では、平成23年度歳入歳出決算に関する件と、平成23年度剰余金処分に関する件が協議され、いずれも可決成立した。

三重県歯科医師協同組合

購入希望の組合員の方は、当組合宛にお申し込み下さい。

三重県歯科医師協同組合ホームページからオンラインでも購入できます。

歯科経理帳	(12か月分)	900円
収支日計表	(100枚綴)	600円
患者日計表	(100枚綴)	600円
領収書	(100枚綴)	450円
その他、保険診療情報提供文書各種等		

MIE DENTIST COOPERATIVE UNION

編集後記

Editor's Note

政権交代に期待を覚えたのはいつのことだったかと思うほど、以前と同じ、いやそれ以上の閉塞感に覆われた政治の世界。既存勢力が存在感を失う中で、一部地方自治体の首長ばかりが元気に見えます。しかし彼らの言動を見ていると、「いったい、どこを見て市政（県政）を運営しているの」と首を傾げることも少なくありません。

では、自分はどうかとを考えてみました。日々の診療、どちらの方向に目を向けて臨んでいるか。もちろん患者さんや、自院のスタッフに心を配るのは当然です。でも、ひょっとしたら自分とその周りの世界しか目に入らなくなっている

時もあるかも。いろんな問題を解決するにはもっと広い視野でいろんな人と手をつなぐことも必要なのに。

ほんの少し前までは、隣近所にどんな人が住んでいるかを皆が知っていましたよね。そんな緩やかなつながりが当たり前だった頃は、「自分以外の誰か」がそこにいることを常に意識していた気がします。「公共心」はそうした環境でこそ育まれるのかもしれませんが。地方自治を担う首長さんたちには、そんな「コミュニティ」を守る役割もあるように思うのですがいかがでしょうか。

（広報編集委員・植松康明 記）



Continuous Improvement
たえまなき改善



MUTSUMI
技術と品質で築く、信頼のコミュニケーション。

ネオプラムストーン

歯科用硬石膏



標準価格：
3kg シンプルパック入り
(1.5kg×2)
¥2,750 (消費税別)
一般医療機器24B2X0003000207

ネオプラムストーンは
微細化された優良なα型半水石膏を基材としたことで、
高強度で表面滑沢性に優れた緻密な模型の製作を実現。
しかも様々な作業の利便性をアップできるよう、
イエロー、ブルー、ホワイト、グリーン、ピンク、グレーと6色の
パステルカラーを用意しました。

6カラーをラインアップ


イエロー


ブルー


ホワイト


グリーン


ピンク


グレー

製造販売元
睦化学工業株式会社

〒510-0804 三重県四日市市万古町8-9 ☎ 059-331-2354(代) ☎ 059-331-1044
<http://www.mutsumikagaku.co.jp>

医療従事者 (歯科衛生士・歯科技工士) 賠償責任保険のご案内

—賠償責任保険普通保険約款 医療従事者特約条項—



この保険の特長

- ①皆さまが経営する歯科診療所に勤務される医療従事者の方(歯科衛生士・歯科技工士)全員が補償の対象となります。(一部の医療従事者のみを補償の対象とすることはできません。)
- ②過去に退職された医療従事者の方も対象となります。
- ③補償の対象となる医療従事者の方の署名・捺印などが不要です。
- ④医療従事者の方の入れ替えの手続き(中途加入、中途脱退など)が不要です。
- ⑤勤務する歯科診療所の業務を遂行することによって発生した事故のみお支払いの対象となります。
- ⑥法律上の損害賠償金のほか弁護士費用や訴訟費用を補償します。

医学部進学は全寮制の秀明学園から

中高一貫教育で、ムリ・ムダ・ムラなく学力を伸長させます。

秀明中学校「医学部進学コース」



特 色

優れた人間形成のための全寮制

- 月曜登校金曜帰宅の4泊5日制
- 冷暖房はじめ最新の施設完備（男女別棟）
- 24時間安全安心の警備体制

学力をつける独自の学習システム

- ムリなく理解できる到達度別学習
- ムラをなくす秀明検定テスト
- 毎日3時間の実りある夜間学習

最高の条件で英語を習得できます

- 資格と経験のある英国人スタッフ（専任12名）
- 英国英語研修（中学で2週間、高校で4週間）
- 全生徒が英検にチャレンジ

地区別学校説明会（各会場とも13：00～）詳細は本校ホームページでご確認下さい。

9/8 ㊦	名古屋・新潟	9/23 ㊦	水戸
9/9 ㊦	静岡・高崎	9/29 ㊦	御茶ノ水・甲府・仙台
9/22 ㊦	御茶ノ水	9/30 ㊦	横浜・宇都宮

学校見学会 本校（各13：00～）

10/14 ㊦ 10/28 ㊦ 11/11 ㊦

学校法人 秀 明 学 園

進学相談・学校見学随時受付中

秀 明 中 学 校

（併設 秀明高等学校）

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡4792 ☎ 049-232-3311（入試室直通）FAX.049-232-6614 秀明学園 検索

<http://www.shumei.ac.jp>



新しいパワー。新しい喜び。 ニューBMW X5 xDrive35d BluePerformance 誕生。

New X5 xDrive35d BluePerformance 8速AT 5ドア 右ハンドル **8,390,000円**
 燃料消費率: 11.0km/l (JC08モード) / 直列6気筒DOHC ディーゼル 2,992cc /
 最高出力: 180kW(245ps)/4,000rpm(EEC) / 最大トルク540Nm(55.1kgm)/1,750-3,000rpm(EEC)

ニューX5 xDrive35d BluePerformanceはエコカー減税・クリーンエネルギー自動車補助金対象

エコカー減税による減税対象

クリーンエネルギー自動車補助金も適用

[内訳]	自動車取得税・減税(100%免税): 約359,500円	減税合計 約 434,500円	+	平成23年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 最大 140,000円	=	合計 約 574,500円
	自動車重量税・減税(100%免税): 約75,000円					

ニューX5 xDrive35d BluePerformanceはエコカー補助金10万円対象車

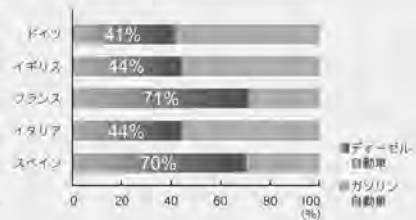
※エコカー補助金の実際の制度実施には、国会での平成23年度第4次補正予算案が可決・成立することが必要となります。

※エコカー補助金と平成23年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金は同時に適用されない見込みです。

ヨーロッパでは、ディーゼルが人気なのをご存じでしたか？

ヨーロッパでは、高い環境性能、優れた運動性能、高い経済性などの理由から、ディーゼル自動車が幅広く支持され、乗用車でのシェアは50%*を超えています。特に普及拡大が進んでいるフランスおよびスペインにおいては70%*に達しているのです。1990年では僅か15%*程度だったディーゼル乗用車の登録台数比率が、1990年代後半から大幅に増加した要因は、コモンレール・ダイレクト・インジェクション・システムに代表される新しい燃焼技術にあります。ディーゼル自動車の動力性能がガソリン自動車並みに向上するとともに、DPF(粒子状物質除去フィルター)に代表される排ガス後処理技術の進歩によって、排ガス性能が大幅に向上したのです。このディーゼル先進国とも言えるヨーロッパで、BMWのディーゼル・エンジンは、特に高い評価を受け続けています。

*European Automobile Manufacturers' Association / 期間: 2010年1月~8月より



Mie Chuo BMW (三洋自動車株式会社)

伊勢・新車ショールーム: 伊勢市上地町1040番地 TEL. 0596-22-0125

鈴鹿・新車ショールーム: 鈴鹿市寺家6丁目21-21 TEL. 059-387-3311

BMW認定中古車センター (BMW Premium Selection 津)

津市高茶屋小森町298 TEL. 059-238-2288



NKSJグループ

まごころって、
保険にもこめられるんだ。

どんな言葉をかけたら、事故の不安がやわらぐだろう。
どんなサービスがあったら、もっと安心してもらえるだろう。
どう伝えたら、商品のことをもっと理解してもらえるだろう。
私たち損保ジャパンは、
そんなふうにもっとお客さまの気持ちを想像し
一人ひとりがまごころを磨くことで、
安心をつくるいちばんの存在になっていきたいと思ひます。

この国でいちばん
お客さまの声に応えられる
保険会社へ



株式会社 損害保険ジャパン

三重支店 津支社
〒514-0004 三重県津市栄町3-115
TEL.059(226)3011
<http://www.sompo-japan.co.jp>

会員好評受付中!

mint

三重インターネットサービス

ブロードバンドが未来をひろく!
mintはインターネットをトータルにサポートします。

<http://www.mint.or.jp/>

お問い合わせは

MDT 三重データ通信株式会社

TEL : 059-223-1818
E-Mail : info@mint.or.jp

Thinking ahead. Focused on life.



Soaric

人を大切にしたデザインとテクノロジーから生まれました

The New PdW Style

直感的で自然な動作での診療を可能にする、先進のトレーシステム。ユニットへの組み込みが可能な、マイクロスコープと根管長測定機器。小型ボディに根管治療機能が搭載された、新開発マイクロモーター。そのディテールに至るまで一貫して表現された、洗練のデザイン。



Debut



発売 株式会社 **モリタ** 大阪本社: 大阪府吹田市垂水町3-33-18 〒564-8650 TEL 06-6380-2525 東京本社: 東京都台東区上野2-11-15 〒110-8513 TEL 03-3834-6161
製造販売・製造 株式会社 **モリタ製作所** 本社工場: 京都府京都市伏見区東浜南町680 〒612-8533 TEL 075-611-2141 久御山工場: 京都府久世郡久御山町大字市田小学新珠城190 〒613-0022 TEL 0774-43-7594
販売名: ソアリック 標準価格: 4,543,000円~(消費税別途) 2011年6月21日現在 一般的名称: 歯科用ユニット 機器の分類: 管理医療機器(クラスII) 特定保守管理医療機器 医療機器認証番号: 222ACBZX00016000
www.dental-plaza.com